

多度津町農業委員会議事録

令和5年9月20日午前8時55分より午前9時48分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（11名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	三野敏彦
職務代理者（3番）	土田敏雄
4番委員	西山正美
5番委員	矢野和幸
6番委員	池田一普
9番委員	池内利行
11番委員	秋山義充
12番委員	伊達和博
13番委員	宮武良充
14番委員	横關幹夫

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	北岡康民
2番委員	大谷泰則
3番委員	眞鍋憲明
4番委員	篠原壽雄
5番委員	眞鍋昌造
6番委員	島田和博
7番委員	高島和秋
8番委員	村井文数

欠席委員

農業委員（3名）	7番委員	細川清二
	8番委員	山地文
	10番委員	河井弘司

農業委員会事務局職員

事務局長	尾崎 昭宏
農地係長	亀井 康
主任主事	福家 眸

審 議 内 容

事務局長 少し早いようですが、始めさせていただきたいと思います。
おはようございます。それでは、ただいまから多度津町農業委員会
定例会を開催いたします。
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。
続きまして、本日の出欠状況についてですが、細川委員・山地委
員・河井委員が所要のため欠席しておりますのでご報告いたします。
本日は、農業委員14名中11名が出席しておりますので、多度津町
農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達してい
ますので、本会が成立していることをご報告いたします。
続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議
規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていま
すので大西会長にお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、早速進めてまいりたいと思います。まず最初に本日の署
名委員さんを指名させていただきたいと思います。
先ほどの報告にもありましたように欠席の委員さんがおられますこ
とから、今月については9番の池内委員さん、それから11番の秋山
委員さん、この2名で署名をお願いしたいと思います。
続きまして、昨日の小委員会の報告を矢野委員さんより報告いた
だきたいと思います。
よろしく申し上げます。

矢野委員 おはようございます。昨日の小委員会の報告をさせていただきます。
2号議案の分ですけど、これは先月申請が出てきたのですが、境
界がはっきりしていないということで保留になっていたのですが、確
認したところ境界杭が示されていて問題ないと思われま。次の3号
議案の案件ですが、これも宅地内に私道を含んだ宅地の申請になりま
すが別に問題ないと思われま。
以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまご報告をしていただきましたけども、これについて何かご意見等ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

ないようですので、議案のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号9番について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号について説明がありましたけども、これについてのご意見、ご質問等がありましたら、よろしくをお願いします。

議長

ございませんか。ないようですので、議案第1号につきましては、報告案件ということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案の前に、農地法第3条関係の様式の変更についてお知らせします。農地法施行規則及び事務処理要領等が一部改正され、令和5年9月1日より施行され、令和5年9月1日以降に許可するものから適用されます。改正の内容としましては、外国人等による農地取得の実態を把握するため、農地法第3条の規定により農地の所有権を移転する場合の申請書等の記載事項に、譲受人となる個人や法人の役員等の国籍及び在留資格等を記載することが義務付けられ、権利取得者の国籍等を農地台帳に記録することになりました。これを受けて、今回例として農地法第3条第1項の規定による許可申請書、農地の売買についての申請書をお配りしております。申請者の氏名及び住所等の中に、譲受人のところに、国籍及び在留資格、特別永住者という欄を追記して事務局のほうでホームページのほうに載せております。同様に農地法第3条の3の規定による届出書及び農地所有適格法人報告書の様式も変更しております。法人の報告書については、役員等の国籍等記載欄を設けるとともに、主要株主等という欄を設け、主要株主等についても国籍等を記載していただくようになります。

それでは議案に入ります。議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明がありましたけども、冒頭に申請書の変更点等々ご説明頂きましたが、これも含めて議案第2号に関しましてご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

(挙手あり)

議長

はい、どうぞ。

6番委員

参考までに売買価格を教えてくださいませんか。

事務局

今回183平方メートルで5万円の売値になっております。

議長

よろしいですか。

6番委員

はい。

議長

他に何かございませんか。

ないようですので、議案第2号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議がないようですので、議案第2号を承認といたしたいと思えます。

それと、ここでちょっと私のほうから、おつなぎしときたいですけども、今回この2号議案の3条の案件につきましては、これも、小委員会の報告にもありましたように先月の残された続きということで、このまま処理しますけども、本来なら4月の時点で、こういう話をしとかないかんかったんかなという思いもいたしておりますけども、昨日小委員会でいろいろ出席委員さんの御意見を賜ったところで、過去にも3年3作なり、今年の4月1日からの下限面積の撤廃という風な関連で、この取得者の今後の農地利用についてのいろいろ議論がなされてきたという風な格好になってたかと思えます。そういったことも含めて、まず3条で取得する方の認定農業者、農事組合法人等々の担い手の方ならまず問題はないんですけども、いろいろ議論して本当に農

業してくれるんかという議論を出されたことは、ご記憶にあらうかと思ひます。そういったことで、特にそういった懸念を少しでも、払拭するというふうな意味で、今後3条案件の中のところで、ご意見聞く前に、最初に取得者の担当地区の委員さん、例えば今回のこの●●さんが取得者、譲受人というふうなことで、●●委員さんが担当の地区の方にならうかと思ひますんで、その担当地区の委員さんが、この人が、こうしたちゃんと農業するみたいやぞと、一応書類の申請は出とんですけども、その辺の再確認的な、ご意見等聞いた話、情報があるかと思ひます。それを報告をしていただいて、進めていきたいなというふうに思ひますんで、最初からこの3条が分かるとともありますし、ときには定例会の前に議案書が届いた時点で、うちの担当地区の人がおるわ。ということでそこで気づく方もおいでかと思ひますけども、いずれにしても、先ほど言ひましたように、その時点で、持つてる情報等ご報告いただきたいなというふうに思ひております。今後、そういったことで進みたいと思ひますんでよろしくお願ひをいたします。

それでは続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明お願ひします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてをご覧ください。

【議案第3号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました1件の転用申請につきましては、周辺が既に宅地化されていることから集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられますので、周辺の農地に支障はないということから許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号について説明いただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

特にないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議がないようですので、議案第3号を承認いたします。

続きまして議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議いたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

【議案第4号番号1番から4番について、議案書を基に朗読】

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。
また、農業委員会の承認を得ますと9月22日より公告縦覧となります。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明いただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

特にないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議がないようですので、議案第4号を承認いたします。

以上で議案のほうは終了いたしました。

続きまして、その他につきまして事務局よりお願いいたします。

事務局長

それでは、事務局より5点ご報告させていただきます。

1点目は、相続届出について。2点目は来月分の農地機構貸借案件について。3点目は、令和6年度 農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について。4点目は、地域計画策定準備検討会の設置について。5点目は、先進地視察についてです。

はじめに、1点目相続届について報告をお願いします。

事務局

今月は相続届が1件提出されております。書類につきましては、個人情報関係から小委員会に出席されました委員さんと担当地区の委員さんにお配りをしております。配付資料をお持ちの委員さんはお取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば事務局にお返しく下さい。

以上です。

事務局長

続いて2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします

ます。

事務局 A 4 横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、9月27日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 3点目、令和6年度 農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について報告をお願いします。

事務局 令和6年度 農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見の資料をご覧ください。

香川県農業会議が県に対して「本県の農地利用の進め方を中心に県農業の将来に向けてのあり方や今後の県農業施策について」の意見を提出するに当たり、6月の定例会で皆様にご提出いただきました改善意見について、香川県農業会議が取りまとめたものを8月2日に県に提出したという通知がありました。お手元の資料が県に提出した資料になりますので、ご確認ください。また、この改善意見に対する県からの回答につきましては、農業会議を通じて来年以降に届く予定となっておりますので、届き次第皆様に配布させていただきたいと思えます。以上です。

事務局長 4点目、地域計画策定準備検討会の設置について報告をお願いします。

事務局 地域計画策定準備検討会の設置について報告させていただきます。

令和7年3月までに策定が義務付けられております地域計画について、策定準備検討会を設置いたしました。会長、職務代理人に加え、各地区から2名を選出させていただき、9名の委員で構成しました。委員につきましては、●●会長、●●職務代理、●●職務代理、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●推進委員、●●推進委員となりましたのでご報告します。検討内容といたしましては、住民意向調査内容の精査、配布・回収方法などを考えております。その他、検討すべき事項やご意見がございましたら、事務局又は、当委員さんにご相談ください。

以上です。

事務局長 5点目、先進地視察についてですが、本来、改選年には1泊2日の先進地視察研修を行い、先進事例などを研修いただく予定でした。しか

しながら、令和2年1月の新型コロナウイルス感染後、全国的な感染拡大により令和2年度・令和3年度の研修は未実施、令和4年度は日帰りでの研修が行われたところです。今年については、コロナが第5類に移行したとはいえ、県内でも感染拡大傾向が続いております。国の行動制限緩和の状況を考慮するとともに、本町の現在の業務上の制限等の方針について産業課長を通じて町長に確認したところ、研修を実施するというのであれば、今年度についても「日帰り研修」でお願いしたいと指示されております。様々の状況を鑑み、農業委員会としては、今年度についても、日帰りでの先進地視察研修にしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

尚、具体的な内容については、まだ視察地は選定できておりませんが、11月の中旬から下旬にかけて予定しております。

事務局からは以上になります。

議長

ありがとうございました。只今、5点ほど報告がありましたけども、これにつきまして何かご意見ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。

先進地視察で、もっといいところがあればご提案いただけたらと思います。時間等の絡みでご希望に添えないかもしれませんが、よろしくお願いたします。

特に無いようですので、最後に来月の予定について事務局より報告をお願いしたいと思います。

事務局長

それでは、来月の予定についてご報告いたします。

10月の小委員会は、19日木曜日の午前9時から2階大会議室で行います。当番委員は6番池田委員、推進委員は3番眞鍋委員にお願いしたいと思います。定例会は、20日金曜日の午前9時から同じく大会議室で行います。署名委員は12番伊達委員、13番宮武委員、14番横關委員の内、2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

最後、全体にわたりまして何かありましたらよろしくお願いたします。

特にございませんか。

今月の定例会をこれで終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記